

重要

水稻栽培農家の皆さまへ(お願い)

近年、いぐさ隣接田で使用された水稻用除草剤等のドリフト・流入により、いぐさの生育に悪影響を及ぼす事例が散見されています

水稻用除草剤の中には、いぐさの生育に悪影響を与えるおそれのある除草剤(**SU剤等**)が存在します。

以下の事項に注意し、農薬危害の未然防止に努めましょう！



隣接田からの農薬流入により変色し廃棄となった いぐさ

【水稻用除草剤を使用する場合の注意点】

- 農薬ラベルの、「適用作物及び注意事項」を必ず確認し、圃場周辺の他作物への影響がないか注意して散布しましょう

〈農薬ラベル記載の一例〉

- **いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害**するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合には十分注意してください。
- いぐさの栽培予定水田では本剤を使用しないでください。

※薬害が発生した場合、賠償責任に問われる可能性もありますので、注意して下さい。

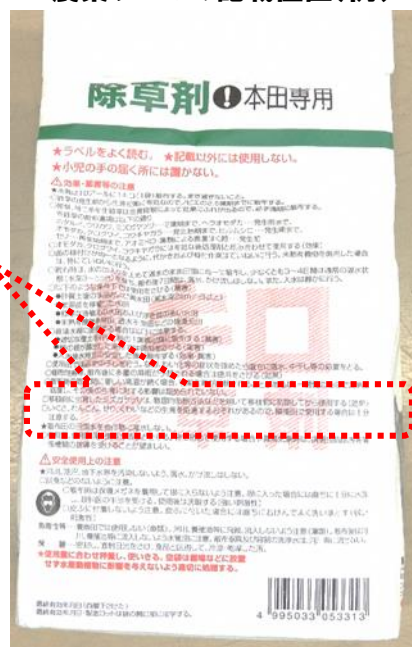
【畦畔用除草剤を使用する場合の注意点】

- 周辺の農作物に飛散しないように十分注意しましょう

【共通】

- 農薬の使用履歴(使用日、使用量、ほ場)を記録しましょう
- 圃場貸借は、前作物の農薬使用履歴を確認しましょう
- 日頃から隣接田の農家と情報交換を行いましょう

農薬ラベルの記載位置(例)



【問い合わせ先】

熊本県県南広域本部 農業普及・振興課
熊本県宇城地域振興局 農業普及・振興課
JAやつしろ 中央総合営農センター
北部総合営農センター
JA熊本うき 果樹特産販売課

(TEL:0965-33-3425)
(TEL:0965-32-2119)
(TEL:0965-39-7227)
(TEL:0965-52-0300)
(TEL:0964-34-3387)